

恩 給 法 (抄)

第 1 号表ノ 2(第 49 条ノ 2 関係)

重度障害 ノ程度	重度障害ノ状態
特別項症	心身障害ノ為自己身边ノ日常生活活動ガ全ク不能ニシテ常時複雑ナル 介護ヲ要スルモノ 両眼ノ視力カ明暗ヲ弁別シ得サルモノ 両上肢又ハ両下肢ヲ全ク失ヒタルモノ 身体諸部ノ障碍ヲ綜合シテ其ノ程度第 1 項症ニ第 1 項症乃至第 6 項症ヲ 加ヘタルモノ
第 1 項症	心身障害ノ為自己身边ノ日常生活活動ガ著シク妨ゲラレ常時介護ヲ要 スルモノ 咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ癱シタルモノ 両眼ノ視力カ視標 0.1 ヲ 0.5 メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ガ広汎空洞型ニシテ結核菌ヲ大量且 継続的ニ排出シ常時高度ノ安静ヲ要スルモノ 呼吸困難ノ為換気機能検査モ実施シ得サルモノ 肘関節以上ニテ両上肢ヲ失ヒタルモノ 膝関節以上ニテ両下肢ヲ失ヒタルモノ
第 2 項症	咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ癱シタルモノ 両眼ノ視力カ視標 0.1 ヲ 1 メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ 両耳全ク聾シタルモノ 大動脈瘤、鎖骨下動脈瘤、総頸動脈瘤、無名動脈瘤又ハ腸骨動脈瘤ヲ 発シタルモノ 腕関節以上ニテ両上肢ヲ失ヒタルモノ 一上肢又ハ一下肢ヲ全ク失ヒタルモノ 足関節以上ニテ両下肢ヲ失ヒタルモノ
第 3 項症	心身障害ノ為家庭内ニ於ケル日常生活活動ガ著シク妨ゲラルルモノ 両眼ノ視力ガ視標 0.1 ヲ 1.5 メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ガ非広汎空洞型ニシテ結核菌ヲ継続 的ニ排出シ常時中等度ノ安静ヲ要スルモノ 呼吸機能ヲ高度ニ妨クルモノ 心臓ノ機能ノ著シキ障害ノ為家庭内ニ於ケル日常生活活動ニ於テ心不 全症状又ハ狭心症症状ヲ来スモノ 腎臓若ハ肝臓ノ機能又ハ造血機能ヲ著シク妨クルモノ 肘関節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ 膝関節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ

第4項症	咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ著シク妨クルモノ 両眼ノ視力カ視標 0.1 ヲ2メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ 両耳ノ聴力カ 0.05 メートル以上ニテハ大声ヲ解シ得サルモノ 両睾丸ヲ全ク失ヒタルモノニシテ脱落症状ノ著シカラサルモノ 腕関節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ 足関節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ
第5項症	心身障害ノ為社会ニ於ケル日常生活活動ガ著シク妨ゲラルルモノ 頭部、顔面等ニ大ナル醜形ヲ残シタルモノ 一眼ノ視力カ視標 0.1 ヲ0.5メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ガ不安定非空洞型ニシテ病巣ガ活動性ヲ有シ常時軽度ノ安静ヲ要スルモノ 呼吸機能ヲ中等度ニ妨クルモノ 心臓ノ機能ノ中等度ノ障害ノ為社会生活活動ニ於テ心不全症状又ハ狭心症症状ヲ来スモノ 腎臓若ハ肝臓ノ機能又ハ造血機能ヲ中等度ニ妨タルモノ 一側総指ヲ全ク失ヒタルモノ
第6項症	頸部又ハ軀幹ノ運動ニ著シク妨クルモノ 一眼ノ視力カ視標 0.1 ヲ1メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ 脾臓ヲ失ヒタルモノ 一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ 一個総指ノ機能ヲ廢シタルモノ
右ニ掲グル各症ニ該当セサル傷痍疾病ノ症項ハ右ニ掲グル各症ニ準ジ之ヲ査定ス レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ハ「日本結核病学会病型分類」ニ依ル 視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ万国共 通視力標ニ依ル	